

ID: 46

担当部署: 教育委員会 図書館 業務係

処分の概要	施設の利用承認		
例規名 根拠条項	名寄市図書館条例施行規則 第22条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第31号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用手続)  第22条 名寄市に在住する者又は団体で、図書館の会議室等施設を利用しようとするものは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び名寄市図書館条例第7条の規定による。  (利用の制限)  第7条 教育委員会は、利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料及び施設の利用を禁止し、又は退館させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館の管理上支障があると認めたとき。</li> <li>(2) 公益上支障があると認めたとき。</li> </ol>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日